

平成19年度旧司法試験第一次試験関係資料

資料1	平成19年度旧司法試験第一次試験考査委員名簿	1
資料2	平成19年度旧司法試験第一次試験実施予定表	2
資料3	旧司法試験第一次試験出題形式及び試験問題数	3
資料4	司法試験第一次試験受験者の無効答案等に関する取扱いについて	4
資料5	司法試験第一次試験点数配分	5
資料6	司法試験第一次試験合否判定方法・基準	6

平成19年度旧司法試験第一次試験考査委員名簿

科 目	氏 名	ふ り が な	所 属 ・ 役 職
人 文 科 学	長 崎 健	ながさき けん	中央大学文学部教授
	大 内 宏 一	おおうち こういち	早稲田大学文学学術院教授
社 会 科 学	渡 部 茂	わたべ しげる	大東文化大学経済学部教授
	押 村 高	おしむら たかし	青山学院大学国際政治経済学部教授
自 然 科 学	里 見 大 作	さとみ だいさく	東京大学大学院総合文化研究科教授
	中 田 宗 隆	なかた むねたか	東京農工大学大学院生物システム応用科学 研究科教授
英 語	西 村 義 樹	にしむら よしき	東京大学大学院人文社会系研究科助教授
	熊 代 敏 行	くましろ としゆき	慶應義塾大学法学部助教授
フ ラ ン ス 語	石 井 洋 二 郎	いしい ようじろう	東京大学大学院総合文化研究科教授
	鈴 木 秀 生	すずき ひでお	外務省欧州局政策課長
ド イ ツ 語	重 藤 実	しげとう みのる	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	木 村 徹 也	きむら てつや	外務省総合外交政策局人権人道課長
中 国 語	刈 間 文 俊	かりま ふみとし	東京大学大学院総合文化研究科教授
	千 葉 明	ちば あきら	外務省総合外交政策局国連企画調整課長
ロ シ ア 語	金 澤 美知子	かなざわ みちこ	東京大学大学院人文社会系研究科教授

平成19年度旧司法試験第一次試験実施予定表

事 項	期 日	備 考
考 査 委 員 任 命	平成18年 10月2日(月)	
実 施 打 合 せ 会 議	11月17日(金)	
試 験 公 告	11月20日(月)	
願 書 受 付	自11月21日(火) 至12月6日(水)	
試 験 実 施	平成19年 1月11日(木)	
及 落 判 定 会 議	2月7日(水)	
合 格 発 表		
合 格 証 書 授 与	2月15日(木)	

旧司法試験第一次試験出題形式及び試験問題数

区 分	問題数	試 験 時 間
一 般 教 育 科 目		4 時間
論 文 式 人 文 科 学 系 列	1 問	(午後 1 時から同 5 時まで)
社 会 科 学 系 列	"	
自 然 科 学 系 列	2 問	
短 答 式 人 文 科 学 系 列	4 問	
社 会 科 学 系 列	"	
自 然 科 学 系 列	"	
外 国 語 科 目		2 時間
和 文 外 国 語 訳	2 問	(午前 10 時から正午まで)
外 国 語 和 訳	"	

司法試験第一次試験受験者の無効答案等に関する取扱いについて

(平成16年11月12日司法試験考査委員会議申合せ事項)

1 無効答案

次の答案は無効答案として0点とする。

- (1) 故意，過失を問わず，解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される余事記載のある答案（採点した答案に当該答案が存在した場合には，採点報告の際，該当事項を書き添えて事務当局に通知する。）
- (2) 指定の筆記具（黒インクのボールペン又は万年筆）以外で記載された答案（事務当局が採点前に当該答案を発見した場合には，当該答案に下記の表示をして考査委員に通知することとする。）

表示例

	審査番号
<p>本答案は，指定の筆記具以外で記載された答案につき，採点は無効（0点）で処理願います。</p> <p style="text-align: right;">司法試験委員会庶務担当</p>	

2 答案用紙の取違い（論文式，外国語）

答案用紙を取違えた場合は，無効（0点）とする。

ただし，正規の手続によって答案用紙の取違いの訂正を申し立てた者の答案については，事務当局において答案用紙欄外にその旨表示してあるので，正規答案として採点する。

表示例

答案訂正受理
1 → 2
司法試験委員会

司 法 試 験 第 一 次 試 験 点 数 配 分

（平成13年11月16日司法試験考查委員会議申合せ事項）

区 分		満 点	内 訳
一般教育科目	論文式	300点	人文科学系列 100点
			社会科学系列 100点
			自然科学系列 100点
	短答式	300点	人文科学系列 100点
			社会科学系列 100点
			自然科学系列 100点
外国語科目		200点	和文外国語訳 100点
			外国語和訳 100点

司法試験第一次試験合否判定方法・基準

(平成14年2月5日司法試験考査委員会議申合せ事項)

次の基準により合否の判定を行うが、この基準は一応のものであって、諸般の事情により、これと異なる判定をすることを妨げるものではない。

(基準)

全科目の得点の合計が満点のおおむね60パーセント以上となる者を合格とする。